

平成29年度 「人権尊重のまちづくり審議会」 会議議事録

平成30年3月27日（火）午後1時30分～
市役所 2階 201会議室

事務局 それでは、定刻になりましたので、田村委員がまだ来られておりませんが、ただ今より平成29年度「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」を開催させていただきます。

委員のみなさまには、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。まず、会議に先立ちまして、この度、新しく委員となられた方や、交代された委員がおられますので、事務局よりご紹介をさせていただきます。

まず、1号委員として、市議会議員より、伊東 寛光様、次に2号委員として、大阪大谷大学非常勤講師の浮穴 正博様、次に3号委員としまして、富田林市老人クラブ連合会より、渡邊 ヒロミ様です。渡邊委員につきましては、本日、欠席の旨、ご連絡をいただいております。以上、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の審議会ですが、副会長の松本委員と辰巳委員、道旗委員につきましては、欠席の旨、ご連絡をいただいておりますが、本日は、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立しておりますことを、まずご報告させていただきます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。市民人権部長の山下です。人権政策課 課長代理兼人権政策係長の笹野です。次に、人権政策係の古門です。そして、人権政策課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

本審議会では、「会議の公開に関する指針」に基づきまして、傍聴を希望する者がいる場合については、傍聴を認めておりますが、現在のところ傍聴される方はおられません。

また、会議録の作成にあたりましては、前回から引き続き、個人名を表記して公開することとなっておりますので、併せてよろしくお願いいたします。

では、これより議事、進行につきましては、審議会規則により会長が議長となることとなっておりますので、中島会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。昨年度に引き続き会長を務めさせていただきます中島でございます。本日も、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件としましては、ひとつめは富田林市人権行政推進基本計画の「平成29～30年度実施計画」に基づいた各課の事業のご報告と、ふたつめといたしま

して「人権に関する市民意識調査」報告書（案）について、でございます。限られた時間ではございますが、委員のみなさまからご忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速審議に入りたいと思いますが、委員のみなさまには、事前に資料を配布させていただきましたが、お持ちいただいておりますでしょうか。

まず最初の案件であります①富田林市人権行政推進基本計画の「平成 29～30 年度実施計画」に基づいた各課の事業のご報告について、事務局の方からご報告をお願いいたします。

事務局

それでは、ご報告させていただきます。

まず、今回、初めての委員さんもおられますので、これまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。まず、平成 21 年 3 月に、本市における今後の人権施策への取組みや方向性を示しました「富田林市人権行政推進基本計画」を策定しました。これは 10 年間の計画で、市ではこれに基づいて人権教育・啓発を中心とする人権施策に取り組んで行くこととしております。

この基本計画では、同和問題や子ども、女性、障がい者、高齢者などさまざまな人権課題の解決に向けた取組みはもちろん、自治体行政は人権行政であるという認識をいかに全庁的に広めていくかということが大きな柱のひとつとなっております。

そして、この基本計画の内容を具体的に取組みに行くために、基本計画の中で掲げております課題を別途抽出しまして、これを「実施計画」として位置づけて、これに基づいて各課が事業を行っていくということになっております。各課がどのような事業を実施しているのかということにつきましては、毎年、調査をして集約を行うこととしております。また、人権行政という認識が庁内でどの程度広がったのかという点につきましても、ひとつの指標を用いて表しております。この実施計画に関しましては、昨年度の審議会におきまして、平成 29～30 年度実施計画の策定にあたってのご審議をいただき、新たな実施計画として策定いたしました。本日、配布させていただきました『平成 29～30 年度実施計画』になります。

今回は、その新たな実施計画のもとに各課が実施しました平成 29 年度の実施事業と、28 年度の事業報告についてご報告をさせていただきます。資料は、表紙が緑色と青色になっております冊子 2 冊でございます。なお、冊子に関しましては、従来 28 年度の報告と 29 年度の実施事業を 1 冊にまとめておりましたが、昨年度の審議会におきまして、ご指摘いただきましたので、審議会用といたしまして、緑色が 28 年度の実施報告、青色が 29 年度の実施事業と 2 冊にわけさせていただきました、より年度間の対比をしやすくさせていただきました。

冊子の構成といたしましては、各年度とも「個別課題」と「共通課題」の二つに分けておりました、第1章は「個別課題」といたしまして、同和問題や子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人市民などの具体的な個別の人権課題への事業を掲載しております。そして、第2章は「共通課題」といたしまして、人権行政を推進していくための体制や方向性、組織のあり方など、全庁的な取組を掲載しております。

まず、緑色の冊子『平成28年度事業報告』に関しましては、昨年の審議会にて報告いたしました、平成28年度の実施事業に対して実績・評価・評価の視点、今後のあり方について各課より報告をいただき、まとめたものであります。実績・評価や評価の視点、今後のあり方につきましては、担当課による自己評価に基づくものでございますが、事業報告の照会の際には、人権政策課から担当課に各事業の達成度や充実度に対して10段階での数値評価、また人権確立に対してどのような視点での評価なのかなどを意識していただくように働きかけを行い、各課に報告をいただいております。

続きまして、青色の冊子『平成29年度実施事業』が、今年度に各課で行った事業の一覧となっております。28年度の事業と比較しますと、基本的にはほぼ同様の事業になりますが、『平成29～30年度実施計画』における取組み項目の新規追加である6ページの課題1-⑤子どもの貧困対策の推進に関しまして、人権政策課、地域福祉課、教育指導室において、子どもの貧困対策事業が増えまじたり、14～16ページの課題4の「障がい者」をめぐる取組み④⑤の部分につきましても、秘書課、危機管理室、消防総務課において、障がい者の人権に関する取組事業が増えるなど、少しずつではあります、各人権課題に対する事業が増えております。

そして、これらの事業集約にあたりまして、38ページ以降のページにあります『気づき・今後の取組みチェックシート』調査を今年度も全課で実施しました。

『気づき・今後の取組みチェックシート』の1ページをご覧ください。この表に関しましては、●が各人権課題における具体的な事業があるものを表しており、○が具体的な事業自体は無いが、それぞれの課において各人権課題に対して認識や取組を行っているものを表しております。また、表の網掛け部分に関しましては昨年度と比較し増減（変化）がある部分となります。28年度から29年度にかけては、●事業の増が8箇所、○認識の増が5箇所の計13か所となっております。

具体的に申し上げますと、先ほど事業の増加の説明で申しました、地域福祉課、教育指導室においては、子どもの貧困対策事業での「子どもをめぐる取組」の●、秘書課や危機管理室、消防総務課においては、各課の行事における手話通訳・要約筆記の配置での「障がい者をめぐる取組」に●、その他には、児童館では「乳幼児クラブ事業」による「女性をめぐる取組」に●、人権文化センターでは「性

同一性障がい」をテーマにしたパネル展事業の実施により●が付き、公民館におきましてもハンセン病患者やその家族に焦点をあてたイベントの実施による●が付いています。また、特に人事課におきましては、実施計画に直結する具体的事業は少ないのですが、研修や職員採用、職員に関するさまざまな制度等に関し、各人権課題と密接に関係しているということで今回○の認識していただいたように思います。

この結果から、このシートの導入当初は、限られた課のみのチェックでありましたが、年を重ねるごとに●○も増えてきており、各課が課の業務と人権課題との関係を、徐々にではありますが、認識していただいているように思います。

この表に関しましては、先にも申しましたとおり、本基本計画が目指す「自治体行政」＝「人権行政」であるという認識をもち、今後とも多くの課でチェックが増えるようにさらなる研修や啓発活動を通じ、さまざまな人権に対する職員の認識を高めていければと思っております。以上でご説明とさせていただきます。

会長 ありがとうございました。

ただ今の事務局からの報告、説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

金委員 この1年間で具体的に把握された差別事象等がありましたら、どういったものがあるのかご報告をいただければと思います。富田林市の現状を報告いただければと思います。

会長 ありがとうございます。ただいま、金委員からこの1年間で把握された差別事象についてのご質問ですが、他にご質問ありませんでしょうか。

鶴岡委員 平成29年度実施事業の青色の冊子ですが、24ページ「8-③いのちの教育」について、健康づくり推進課の事業で依頼のあった学校へ性問題、デートDV、性の多様性の講座を実施するとありますが、全ての公立中学校に対して講座を行っていく必要があるのではないかと思います。これは依頼のあった学校という学校任せになっているのをお聞きしたいと思います。

会長 ありがとうございます。28年度の報告では8校中3校になっていたと思うのですが、ただいま、鶴岡委員からのご質問はいのちの教育について全ての中学校に対して実施する方向性はないのかというご質問ですが、他にご質問ありませんでしょうか。

伊東委員 平成29年度実施事業の青色の冊子38ページ「4-⑨人権教育・啓発推進員」庁

内の話になりますが、これがどこまで機能しているのかを教えてくださいたいと思います。

会長 ありがとうございます。ただいま、伊東委員から人権教育・啓発推進員がどこまで機能しているのかというご質問ですが、他にご質問ありませんでしょうか。

西尾委員 先ほど鶴岡委員のご質問にありました「いのちの教育」ですが、先日藤陽中学校で産婦人科の先生が来られて講演いただいたのですが、その時に生徒は全員参加でしたが、PTAや一般の方が参加してもいいと案内があったにも関わらず、4～5人程の参加しかなく、どの程度PRされたのかわかりませんが、せつかくの良い講演であるので、生徒だけでなく保護者や地域の方に見ていただいて、関心を持ってもらうようにしていただければと思います。

会長 ありがとうございます。ただいま、4人の委員の方から続いてご質問が出ておりますが一旦ご質問の内容について事務局からお答えいただけますでしょうか。まず1問目の金委員からの今年度の差別事象についてお願いします。

事務局 それではお答えさせていただきます。平成29年度につきましては、差別落書き等が市内で発生しておりまして、市内では1件ございました。また、大阪狭山駅にて地図上では大阪狭山市になるのですが、落書きの記載内容が本市に関係しております事象も含めると平成29年度は2件となっております。

会長 ありがとうございます。続きまして、2問目鶴岡委員の「いのちの教育」について全ての中学校で実施できないのかというご質問について事務局からお願いします。

事務局 事業自体は健康づくり推進課で実施しておりますので、原課の事情もあると思っておりますのでお答えしづらい部分ではあります。鶴岡委員がおっしゃっておられる主旨を踏まえまして、原課の方に委員からそのようなご意見があるとお伝えさせていただくと同時に、教育委員会との調整も必要となると思っておりますので、実現できるように事務局の方から原課へご意見させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。続きまして、伊東委員からのご質問で人権教育・啓発推進員がどこまで機能しているのかについて事務局をお願いします。

事務局 人権教育・啓発推進員につきましては、各課の課長代理にある者を充て職とい

たしまして、配置し各課に1名はいるわけですが、推進員の役割としましては、各課で職場での人権研修をしていただく役割を掲げております。さらに普段業務上で生じた人権課題への解決や各課において人権に関する指導的な役割を担っていただくよう求めています。また、推進員に対しまして、毎年1回だけではありますが、研修を実施しており、各課に戻られて職場研修を行う際に、課員におろしていただく、若しくは、推進員が独自に研修資料を作成したり、人権政策課で所蔵しております啓発ビデオやDVDを活用するなどして、職場での人権研修を実施していただくように求めています。

しかし、前回の審議会でもご意見ありましたように、全職場において職場研修が出来ていない状況でございまして、今後は全職場においてしていただけるようにすることが課題であると思っています。

伊東委員 今お答えになった内容につきましては、過去の議事録を読んでわかっていますが、今までずっと同じような状況が続いて進んでいないように思うのですが、前に進めようとするには何か手を打たなければならないと思いますが、前に進まない原因やハードルになっているのは一体何なのかを教えてくださいと思います。

事務局 各課において職場研修をしている職場としていない職場があるのですが、各課の業務が多忙であったり、課によっては課員の人数がすごく多い課もあったりなどそのような状況でなかなか時間も取りにくいのではないかと感じております。

伊東委員 この「人権教育・啓発推進員制度」自体はどこかモデルにしたところとかはあるのでしょうか。

事務局 制度導入にあたりましては、大阪市が同様の形で行っていたのを習って導入した経緯がございます。

伊東委員 であれば、大阪市がどこまで上手くいっているのかわかりませんが、モデルにした大阪市がどのように取り組まれどのように浸透しているのか、また大阪市も同じように業務が多い中でこの制度を実施していると思われまので、そのような事例も研究しながら前に進められるようにしていただきたいと要望したいのと、これを経年比較した何かしらの仕組みを作っていただいて、毎年前に進んでいるのか後退しているのかなどを検証できるような仕組みづくりも必要ではないかと思っています。

事務局 職場研修に関しましては、実施内容などは各課より人権政策課へ報告を受けて

いますので、例えば、その報告を整理して公表するなどの方法などさまざまな方法を考えてまいりたいと思います。

伊東委員　ハードルになっている1番の原因が業務量の多さであるのであれば、この制度自体がどうなのかということも含めまして、前に進められるように色々工夫していただき、政策推進課や人事課も巻き込んでやっていただければと思います。

会長　では、続きまして、西尾委員からのご質問で「いのちの教育」に関しまして、生徒は参加していますが、PTAや一般の方々のご参加が少なくその実施方法やPR方法について事務局からお願いします。

事務局　先ほどご説明いたしましたように原課の方に対して、どのように実施しているのかを確認しながら、また他の方々にもPRするなどの実施方法を含めてご意見させていただきたいと思います。

会長　では、4名の委員からのご質問は一旦置かせていただいて、その他のご質問・ご意見はございませんでしょうか。

金委員　『気づき・今後の取組みチェックシート』に関しまして、市のビジョンを決める中心的な部署であるはずの市長公室の政策推進課や都市魅力創生課においてチェックが付いてないのですが、昨年の審議会においても同じ話が出ていたと思うのですが、現在の状況と昨年からの経緯等を教えていただけますでしょうか。

会長　ありがとうございます。ただいま、金委員から『気づき・今後の取組みチェックシート』に関して市の中心的な部署にチェックが入っていない状況への働きかけについてのご質問ですが、他にご質問ありませんでしょうか。

西尾委員　平成29年度実施事業の青色の冊子25ページ「8-⑦市民後見推進事業」について地域福祉課の所管ですけれども、社会福祉協議会も行っておると思うのですが、そのあたりの分けかたはどのようになっているのでしょうか。

山口委員　市民後見人について、私自身も市民後見人になっておるのですが、市民後見人と社会福祉協議会の関係性につきましては、正確には市民後見人は裁判所より認定をいただいているものであり、その取りまとめとして大阪府の社会福祉協議会が担っており、それぞれの地域の社会福祉協議会も協力をしている状況であり、また、行政においての担当課が地域福祉課になっている。そのような状況です。

しかし、市民後見人の立場からみると他の市に比べて富田林市はとても冷たいと感じています。今現在富田林市内において6人の市民後見人がいますが、富田林市の支援に関して冷たいと感じている状況です。

会長 　　ただいま西尾委員の市民後見人に関するご質問について事務局お願いいたします。

事務局 　　市民後見制度に関しましては、社会福祉協議会が行っていることは把握しておりますが、地域福祉課との関係性につきましては人権政策課としてそこまで把握していないのが実情でございます。

会長 　　次に金委員からの『気づき・今後の取組みチェックシート』において、行政の中心を担う部署にチェックがないことに関するご質問に事務局から回答をお願いいたします。

事務局 　　昨年の審議会においてもご指摘いただきまして、各課に照会するにあたりまして取りまとめている段階で、各課へこちらからアプローチはかけております。市の中心的な部署である政策推進課や人事課に関しまして、今年度に関しましては人事課と何度も調整をさせていただいた後、ようやく〇がついた状況でありまして、前回の審議会を踏まえて出来る限りアプローチはしておりますが、なかなか一気に増えるというのは難しいのかなと思っております。

事務局 　　このご質問に関しましては他の会議体におきましても、金委員がおっしゃられましたご質問と同じ内容のご意見がありました。その時に、政策推進課に話をさせていただいたところ、政策推進課としましては、決して認識がないということではなく、特段各人権課題に特化した取り組みを行っていないという意識で〇を付けていないという回答でしたので、そうではなく市全般の施策を進めていくうえで、人権を含めた施策の企画・立案や取りまとめもしている部署であることから認識の〇をつけてほしいとお話させていただきました。

会長 　　ありがとうございました。他にご質問はございませんでしょうか。

山口委員 　　各課において出前講座など各人権課題への研修や講座を行っていると思われませんが、市民から人権に係る研修会や講座、また業務の中において、各課よりご提案や意見があった時など、人権政策課に相談などを行うような連携やシステムが必要ではないのかなと思います。

事務局 各課より人権に関する相談などがあつた場合におきましては、ここ最近では各課における業務の計画等において人権に関しての言葉尻や疑問に思うようなことなどは人権政策課へ問い合わせてくる比率が以前に比べますと高くなってきているように思います。システム化まではできていませんが、各課が業務の中で人権的にどうなのか疑問に思ったことは人権政策課に問い合わせただけのようになったのではないかと感じています。

山口委員 業務の窓口において、各課の担当が人権に関係しているということに気づかずに対応している場合もあると思いますし、対応しきれない場合には人権政策課まで問い合わせいただくシステムができればと思っています。

伊東委員 平成 28 年度実施事業緑色の冊子 3 ページ以降の「個別課題への取組みと評価」の自己評価に関しまして、事業内容によって評価の視点が本当にこれで適切なのかということと、取組み実績から判断した時の今後のあり方、いわゆる P D C A の C と A になりますが、この部分において人権政策課のほうからアドバイスや何かしらのフィードバックをするなどの活動はされているのでしょうか。というのと、もう 1 点、評価の点数において類似の項目においては経年比較をするのも一つではないかと思うのですが、そのあたりのご見解をお聞かせください。

会長 ありがとうございます。ただいま伊東委員からご質問の内容について事務局からお答えいただけますでしょうか。

事務局 評価の件につきましては、各課の方で評価の視点も含めまして、担当課に一任しておりますが、評価があまりに低かったりした場合には、フィードバックとまではいきませんが、こちらからアプローチをしております。また、評価の視点が違ったりした場合につきましては、問い合わせをしたりしております。

評価の経年比較に関しましては、以前に 4・5 年間の経年比較を提示させていただきました。それ以降に関しましても、経年比較できるような形で取りまとめております。

会長 ありがとうございます。時間の関係上、次の案件に移りたいと思います。それでは、案件②「人権に関わる市民意識調査」の報告書(案)について事務局よりご報告お願いいたします。

事務局 それでは、今年度実施しました「人権に関する市民意識調査」の結果報告書(案)

について、ご報告させていただきます。資料につきましては②になります。

まず、この調査を実施した目的ですが、現在の人権に関する基本計画が平成 30 年度をもって終了することから、次期基本計画を策定するにあたって、人権に関わる市民意識の動向を把握し、本市の課題を明らかにすることを目的に実施しました。

では、ページをめくっていただいて「目次」を見ていただければと思います。この報告書の構成ですが、まず、【Ⅰ 調査概要】と【Ⅱ 調査結果の概要】がありまして、ここまでが調査結果の基本的な結果になります。そして、【Ⅲ 分析編】ではクロス集計等や大阪府との比較、また前回との意識調査との比較を行いまして、最後に、第 2 章として、今後の方向性を記述しております。一番最後に、＜参考資料＞として調査票の原本と各ページのグラフのもとになった表を集約しておりますが、今回は結果のみを報告とさせていただきます。

今回、この報告書の中から、いくつか項目をピックアップして、主なものだけ報告させていただきます。

それでは、まず、1 ページ目、調査の概要ですが、「調査対象」は市内に居住している 18 歳以上の市民で、「対象」は 1,500 人、「調査期間」は今年の 7 月から 8 月にかけて、郵送で行いました。

調査内容については、平成 27 年度に大阪府が実施した調査項目に本市独自の追加項目を若干加えまして行いました。

次に 3 ページ目ですが、回収率は、31.7%で、前回の 33.4%よりも若干下がっております。

次に 4 ページ目、回答者の性別として、今回から「男性・女性と答えることに抵抗を感じる」の選択肢を追加しております。これは、性的マイノリティの人に対する配慮のひとつでもあります。今回、476 票の回収に対して 12 票、数字で表しますと 2.5%ありました。この数値は、統計的には低いので、これを選択した人の傾向を把握することはできませんが、参考程度にみていただければと思います。

次に、15 ページの【Ⅱ 調査結果の概要】になります。ここから各設問の結果についてご報告させていただきます。

まず問 1、それぞれの行為に対して、人権上問題があると思うかどうか、ということですが、「問題があると思う」と「やや問題がある」を合わせた『問題がある』と回答した中で、割合がもっとも多かったのは、「(13) インターネット上で他人の誹謗中傷を書き込む」が 96.6%で最も高く、次いで「(12) 人前で部下を長時間にわたり大声で叱る」が 96.4%、「(16) 恋人や配偶者の携帯電話やスマートフォンの通信履歴を見る」が上位に続いています。

一方、もっとも低かったのは、「(2) 中学生の携帯電話やスマートフォンを親の判断で制限する」、次いで「(14) 災害時に支援を要する人のリストを作成するために、連絡先や疾病、障がいの有無などを尋ねる」、「(10) 公園でホームレスが近づいてきたので、足早に立ち去る」が低くなっています。

大阪府と比較しますと、「(2) 中学生の携帯電話を親の判断で制限する」という項目以外で、本市の方が、「問題がある」と回答した割合が高くなっています。

しかし、「(7) HIV感染者やハンセン病回復者とは一緒に食事や入浴をしない」について、「あまり問題があると思わない」では、本市では大阪府より数ポイント高くなっておりまして、HIV感染者やハンセン病回復者への意識には課題が残っています。

次に、33 ページ、問2ですが、「差別」というものについて、どのように考えているのか？という設問ですが、回答としては、「(1) 差別は人間として恥ずべき行為で、一人ひとりが差別しない人にならなければならない」が89.1%で最も高く、次いで「(5) 差別をなくすために、行政は努力する必要がある」が80.0%、「(3) 差別問題に無関心な人にも、きちんと理解してもらうことが必要」が上位に続いています。

その一方で、「(4) 差別の原因には、差別される人の側にも問題があることも多い」と思っている人や、「(2) 差別されている人自身が世の中に受け入れられるよう努力することが必要」とか、「(8) 差別に対して抗議や反対すると、かえって問題が解決しにくくなる」と思っている人が、3割から5割いることがわかりました。これは特に、70歳以上の人に見られました。

大阪府と比較しますと、本市では、(7)「行政の支援が必要」と考えている人の割合が高く、また(2)(4)のように、「差別されている人たちが世の中に受け入れられるようにすべき」とか「差別の原因を差別される人の側に求める」ということについては、大阪府より低く、前回の結果と比較しましても、約10ポイント減少しています。

次に、42 ページ、問3ですが、人権問題の認知度と、今後、早急に対応すべき課題についてですが、もっとも認知度が高かったのは、「子どもの人権問題」で、次いで「高齢者の人権問題」、「障がい者の人権問題」と続いています。逆に低かったのは、「性的マイノリティの人権問題」が最も低く、次いで「ホームレスの人権問題」、「職業や雇用をめぐる人権問題」と続いています。

今後、急いで対応すべき人権問題についても、「子どもの人権問題」が最も高く、次いで「高齢者の人権問題」、「インターネットによる人権侵害」と続いています。年齢別で認知度の差を見ても「同和問題」に対する認識が、40歳代が82.3%であるのに対し、18～29歳が48.9%と33.4ポイントの差があり、また、「インターネットによる人権侵害」では18～29歳と70歳以上とでは差がありまして、年

代によって人権問題の認知度が異なっておりました。

次に、52 ページ、問 5 ですが、本市の施策の認知度ですが、『知らない』という選択肢以外を回答した人を、その施策が役に立ったかどうかどうかは別として、その施策を「知っている」ものとして判断すると、「(1) 啓発ポスターや街頭啓発」が 70.4%で最も高く、次いで「(8) 人権相談窓口」、「(4) 講演会・映画会」と続いています。また、「役に立った」ものとしては、「(4) 講演会・映画会」が 16.6%で最も高く、次いで「(3) 啓発冊子（リーフレットなど）や教材」、「(5) 研修会」と続いておりますが、いずれにしても 1 割強にとどまっています。

一方、「知らない」では、「(9) 戸籍謄本等の第三者への交付をお知らせする事前登録型本人通知制度」が 72.1%で最も高くなっています。

また、年齢別では、59 ページですが、毎年 12 月に行っております「(6) 『とんだばやし人権フェア』などのイベント」の認知度は、50 歳代がもっとも高く、18～29 歳がもっとも低く、その差が 34.0 ポイントもあり、若い世代の認知度が低いことが分かりました。

次に、62 ページ、それらの施策を今後も続けていくべきか、ということについては、いずれの施策においても、「現状のまま継続すべき」が最も高くなっています。その中でも、「拡充すべき」ものとしては、「(8) 人権相談窓口」が 30.9%で最も高く、次いで「(9) 戸籍謄本等の第三者への交付をお知らせする事前登録型本人通知制度」、「ホームページやインターネットを利用した啓発広報」となっています。

また、66 ページになりますが、年齢別で見ると、30 歳代までの若い世代は、他の年代よりも「拡充すべき」と考えている割合は高く、逆に 70 歳以上が全ての項目で最も低くなっています。

続いて、71 ページ、問 6 ですが、「人権課題の当事者やその支援者との交流」や「子どもの居場所づくりや高齢者の見守りなど地域活動」への参加について尋ねています。全体としては、「参加したことがある」が 10.5%、「参加したことがない」が 80.9%となっており、大阪府と比較すると、「参加したことがない」人の割合は低くなっています。

次に、75 ページ、参加したことがないという人に対して、どうすれば参加しようと思うか尋ねたところ、「内容を魅力的なものに見直す」が 40.3%で最も高く、次いで「関心がない」が 24.4%と続いています。

次に、77 ページ、問 7、住宅を選ぶ際に重視する立地条件ですが、「公共施設や商業、医療施設、公園緑地などの状況」を重視するというのが 71.4%で最も高く、次いで「都心部、最寄り駅や幹線道路へのアクセス」が 71.2%、「日照・眺望など」が 57.6%と続いています。

これらの物理的な立地条件以外では、「地域のイメージ」というのが約 5 割で最も

高く、次いで「校区の教育水準や学力レベルの評判」が18.5%、「近隣に同和地区があると言われていないか」が10.9%と続いています。

次に、79 ページ、問8 採用面接における質問で、人権上問題があると思うものはどれかということですが、最も高かったのが、職業や家柄など「家族の状況」を聞くというのが61.3%で最も高く、次いで「宗教」、「支持政党」と続いております。大阪府調査と比較すると、本市では、全体的に「問題がある」と思っている人の割合が高くなっていました。

次に、81 ページ、問9、結婚相手を選ぶ際に重視すること、ですが、「人柄や性格」最も高く、次いで「趣味や価値観」、「経済力」、「仕事に関する理解と協力」と続いています。

また、83 ページですが、性別で見ると、男性、女性ともに「人柄や性格」「趣味や価値観」となっていますが、その次として、男性では「仕事に対する理解と協力」になっていますが、女性では「経済力」が3番目に高くなっています。また、年齢別では、「家事や育児に対する理解と協力」では、18～29歳が他の年齢層に比べ高くなっています。

次に、87 ページ、問11、人権侵害事象への接触の状況ということで、最近5年間で人権上問題と思われる言動を身近に見聞きしたことがありますか？という設問ですが、「ある」が36.1%、「ない」が54.8%でした。年齢別では、年齢が低くなるにつれて「ある」の割合が高くなり、18～29歳が最も高くなっています。

次に、89 ページ、「ある」と回答した人の人権侵害の分野についてですが、「セクハラ・パワハラ」が25.0%で最も高く、次いで「子ども」が15.7%、「障がい者」が14.0%と続いています。年齢別で見ると、91 ページですが、18～29歳では「子ども」が最も高く、30歳代では「障がい者」や「セクハラ・パワハラ」、40～60歳代では「セクハラ・パワハラ」、70歳以上では「高齢者」・「障がい者」・「セクハラ・パワハラ」が高くなっています。

次に、97 ページ、その内容が自分自身に関するものだったという人は、17.4%で、大阪府調査（11.4%）より6.0ポイント高くなっています。性別では、男性よりも女性が高くなっており、年齢では、18～29歳が最も高くなっています。

次に、99 ページ、それについてどう対応したかということですが、「我慢した」が56.7%で最も高く、次いで「相談した」が20.0%、「抗議、反論した」が16.7%と続いています。性別では、男性については、回答数が4と少ないですが、「我慢した」が100.0%で、女性では「我慢した」が45.8%で、「相談した」が25.0%、「抗議、反論した」が20.8%となっています。

また、101 ページですが、それは解決に至ったか、ということですが、「解決しなかった」が70.0%で、「解決した」が23.3%となっており、「解決しなかった」という割合が、大阪府（59.7%）より10.3ポイント高くなっています。

次に、103 ページからは、人権侵害が自分自身に関わるものでなかった人について尋ねています。それを見聞きして、どう対応したかというところ、「何もしなかった」が 43.0%で最も高く、次いで「いけないことと指摘した」が 18.3%、「いけないことと分かっただけでおおとした」が 12.7%となっています。

次に、105 ページ、そういった問題に対して、今後、どのようにすべきか、ということでは、「相談窓口の拡充」が 47.2%で最も高く、次いで「学校教育・社会教育の充実」が 42.3%、「行政が啓発に努める」が 29.6%と続いています。

また、「その他」の自由記述として、「自ら指摘できる力を身につける」、「一人一人が理解する」といった意見もありました。性別で見ると、「相談窓口の拡充」では、女性が 50.0%で、男性（42.3%）よりも 7.7 ポイント高く、「当事者自らが解決策を講じる」では、男性が 21.2%で、女性（16.3%）よりも 4.9 ポイント高くなっています。

次に、107 ページ、第 7 章 人権に対する考え方についてですが、これは本市独自の設問になります。「人権」から連想する言葉については、「平等」が 81.3%で最も高く、次いで「自由」が 50.2%、「差別」が 42.4%と続いています。次に年齢別で見ると、全ての年齢層で「平等」と「自由」が高くなっていますが、30 歳代のみ「差別」が 2 番目に高くなっています。

次に、110 ページ、問 13、「人権」についてふだんどのように意識しているか？ということについて、「非常に大切なことだと認識している」が 51.3%で最も高く、次いで「あまり意識したことがない」が 36.8%、「きれいごとや建前の話でしかない」が 4.4%と続いています。年齢別で見ると、どの年代も「非常に大切なことだと認識している」が最も高くなっていますが、30 歳代では「あまり意識したことがない」の割合が最も高くなっています。

111 ページ、問 14、ここでは、憲法で保障されている権利についての認知度を聞いています。「言葉も意味も知っている」と「言葉は知っているが、意味はよく知らない」の合計では、「(2) 信教の自由」が 91.2%で最も高く、次いで「(10) 教育を受ける権利」、「(3) 学問の自由」、「(4) 表現の自由」がいずれも 90%代と続いています。一方、「言葉も意味も知らない」では、「(14) 幸福追求権」が 27.1%で最も高く、「(8) 奴隷的拘束からの自由」「(13) 参政権」と続いています。年齢間で認知度を見てみると、「(14) 幸福追求権」や「(13) 参政権」は各年代で認知度にばらつきがありました。

次に、121 ページ、ここからが【分析編】になります。ここでは、クロス集計や、今回の結果と、大阪府との比較、また前回との比較で見られる傾向と、今後の取組みについて触れております。

まず、問 1 の人権問題に対する基本的な認識について、結果については先ほどご説明しましたが、傾向としましては、「H I V 感染者やハンセン病回復者を避け

る」ことについて、『問題があるとは思わない』と思っている人の割合が大阪府よりも高くなっており、H I V感染者やハンセン病回復者に対する認識について課題があるように思います。

また、「ホームレスを避ける」ということについても、約5割の人が『問題があるとは思わない』と考えており、大阪府調査（51.7%）と同様に、ホームレスを避ける傾向がみられまして、特に30・40歳代の約6割が『問題があるとは思わない』と考えておりまして、前回から引き続き、ホームレスに対する認識に課題が見られます。

また、性別や年齢によって、障がい者や高齢者、性的マイノリティに対する考え方に差がみられたことから、今後の取組みとしては、性別や対象年齢に考慮しながら、人権問題に対する正しい認識や、人権意識を高めてもらえるような啓発、学習機会の提供を行っていくことが必要であると思われまます。

次に、122ページ、差別についての基本的な認識についてですが、「(1) 差別は人間として恥ずべき行為で、差別しない人にならなければならない」とか、「(3) 差別問題に無関心な人にも、理解してもらうことが必要」と思う人が8割～9割いる一方で、「(6) どのような手段を講じても、差別を完全になくすことは無理だ」と思う人が約7割ありまして、差別は完全にはなくならないと思っている人が多いことがわかりました。また、前回調査と比較すると、差別の解消に悲観的に考えている人が若干増加しており、また、「差別される人が自ら受け入れられるようにする」とか、「差別の原因を当事者に求める」人の割合が前回調査より減少はしているものの、依然として3割から4割ほど存在することがわかりました。

次に、回答の選択肢に応じて点数化してみると、「(1) 差別は人間として恥ずべき行為で、一人ひとりが差別しない人にならなければならない」、「(5) 差別をなくすために、行政は努力する必要がある」、「(7) 差別を受けてきた人には、行政の支援が必要だ」と、差別の解決に積極的に考える人は、50歳代上で比較的高く、また「差別される人が自ら受け入れられるようにする」とか、「差別の原因を当事者に求める」ということについて、「そうは思わない」と考えているのは、40歳代以下の年齢層で高い傾向がみられ、全体として、50～60歳代および18～29歳において、差別の解決に向けた積極的な態度が見られました。

次に、124ページですが、この問2の差別に関する認識と問13の人権に対する考え方について、クロス集計を行いました。問13で、「人権を非常に大切なことだと認識している」と回答した人は、問2の全ての質問項目において点数が高く、逆に、「人権をあまり意識したことがない」人は、全ての項目において点数が低くなっていました。

このように「人権への考え方」が、「差別に対する認識」にも繋がっていることから、人権について「あまり意識したことがない」人を「人権は大切なことだ」と

いう意識にもっていく手法が必要であると考えられます。

次に、127 ページ、問 3、人権問題の認知度について、年齢別で差をみると、「同和問題」については、40 歳代が 82.3%であるのに対し、18~29 歳では 48.9%と、33.4 ポイントもの差が開いています。次いで、「インターネットによる人権侵害」では、18~29 歳が 82.2%であるのに対して、70 歳以上では 52.9%とこちらも差が見られました。このように、人権問題によって、年齢間で認知度に差があり、認知度の低い人権問題については、年齢を考慮した研修・啓発の機会拡大によりその底上げを図る必要があると思われます。

また、大阪府と比較すると、特徴として見られるのは、「同和問題」の認知度について、本市では 29 歳以下は 48.9%であるのに対して、大阪府では 56.6%と本市の方が 7.7 ポイント低く、特に 30 歳代についても本市の方が 12.0 ポイント低くなっています。

また、この問 3 と問 1 をクロス集計した結果、それぞれの人権問題を「知っている」と回答した人は、問 1 で、その人権問題に関わる行動について「問題があると思う」と回答した割合は、その人権問題を「知らない」と回答とした人の割合と比べて高くなっています。しかし、「高齢者の人権問題」、「外国人の人権問題」、「ホームレスの人権問題」については、『問題があると思わない』で見ると、それぞれの人権問題を知っている人と知らない人では大きな差がみられませんでした。このことから、それぞれの人権問題を知っている人は、それに関する問題意識を持つ割合が高いですが、「高齢者の人権問題」「外国人の人権問題」「ホームレスの人権問題」については、知っている・知らないに係わらず、意識に課題があることがわかりました。

また、「外国人の人権問題」と「同和問題」の認知度と問 7 の「住宅を選ぶ際に重視する立地条件」でクロス集計を行った結果、住宅を選ぶ際の立地条件として、「近隣に外国人籍住民が多いと言われていないか」を回答した人は、「外国人の人権問題」を知っている人が 7.3%で、知らない人の 5.6%よりも高くなっています。また、「近隣に同和地区があるとと言われていないか」を回答した人は、「同和問題」を知っている人が 12.0%で、知らない人の 8.8%よりも高くなっています。以上のことから、外国人問題や同和問題を知っているにもかかわらず、忌避意識が残っていることがわかりました。

次に、139 ページ、人権施策の認知度では、「啓発ポスターや街頭啓発」が約 7 割で最も高く、「人権相談窓口」、「講演会・映画会」が約 6 割と続いています。それぞれの施策について「知らない」という割合が 2 割~7 割あり、施策によって認知度に大きな開きがありました。また、年齢別に見ても、施策によって認知度に差がありましたことから、人権問題としての認知度が低く、まずは関心を高めることが必要なものについては、「啓発ポスターや街頭啓発」などの媒体を活用し、

人権問題について興味を持ってもらうことで、「講演会・映画会」や「研修会」への参加を促し、人権教育・啓発をしていくことが望ましいと思われます。

続いて、140 ページですが、その本市の施策と、問 11 の人権侵害事象との関りをクロスで見えますと、人権侵害事象を経験した人は、経験していない人よりも、全ての施策において「拡充すべき」と考えており、特に、「人権相談窓口」の拡充をもっとも挙げています。

次に、143 ページ、住宅を選ぶ際に重視する立地条件ですが、大阪府と比較すると、「校区の教育水準や学力レベルの評判」、「近隣に低所得者が多いか」という割合が高く、一方、「近隣に外国人籍住民が多いか」、「近隣に同和地区があるか」の割合が低くなっています。この外国人市民と同和地区についてみると、同和地区に対する忌避意識では、30 歳代が 16.7%で最も高く、次に 18～29 歳、60 歳代と続いて高くなっていました。外国人籍住民については、60 歳代が 10.2%で最も高く、次いで 18～29 歳、30 歳代と続いて高くなっています。以上のことから、30 歳代以下と 60 歳代において忌避意識が高いことがうかがえます。

144 ページ、就職差別につながるおそれがある採用選考時の質問を、すべて知っているという人の割合は、今回調査では 4.4%で、大阪府の 2.9%よりも高くなっています。

153 ページ、人権侵害事象にどのように対処したかということですが、大阪府と比較すると、「抗議、反論した」という割合が低く、「我慢した」が 8.9 ポイント高くなっています。また、「解決したかどうか」ということについても、「解決しなかった」が、大阪府よりも、10.3 ポイント高くなっています。このことから、人権侵害事象に遭った場合、我慢することの無いよう、相談窓口の周知や、その問題について指摘するなど解決に向けた行動がとれるよう、人権教育に取り組む必要があると思われます。

次のページですが、一方、人権侵害事象が自分に関することではなかった人については、どの年齢層でも「何もしなかった」という割合が最も高く、全体として約 4 割の人が人権侵害事象を見聞きしても何も行動しなかったことがわかりました。このことから、自分とは関係のない問題であったとしても、差別を許さない行動をとることが人権問題の解決に求められているということを啓発していく必要があると思われます。

156 ページ、人権に対する意識、問 13 ですが、男性では 30 歳代では人権を普段から「あまり意識したことがない」という人の割合が高く、それ以外の年代については、「非常に大切なことだと認識している」が最も高くなっています。また、女性については、すべての年齢層で「あまり意識したことがない」が最も高くなっていることから、「人権」というものを自分との関係を捉えるなど、身近な問題として認識できるようにする取り組みが必要と思われます。

最後、158 ページ、憲法で保障される権利に対する認知度についてですが、さまざまな権利や自由の意味を知らないという人が 1 割から 3 割います。

また、「言葉も意味も良く知っている」を 2 点、「言葉は知っているが、意味はよく知らない」を 1 点、「言葉も意味も知らない」を 0 点としてそれぞれ点数化してみると、年代によって認知度に大きく差が見られ、全体として、60 歳代が最も高く、30 歳代が最も低い結果となりました。

このことから、さまざまな権利や自由について、その意義や実生活とのかかわりについて学ぶための人権教育が重要と言えます。

以上が、現段階での結果報告になります。

159 ページからは本調査結果からみられる課題と今後の施策の方向性を示しておりますが、この部分については、今後、文言等の整理を図っていきたいと思っております。以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から意識調査の結果について項目ごとに具体的に説明をしていただきましたが、これについてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

木下委員 105 ページの人権侵害事象に対して必要な対策について「相談窓口を拡充する」が最も高くなっておりますが、人権擁護委員として毎月市役所にて「人権なんでも相談」や憲法週間・人権週間にあわせて「特設人権なんでも相談」を実施しておりますが、ここ数年相談件数が減っているように感じます。なかなか相談者が相談に来ない中、相談窓口の拡充も重要ではありますが、手法も変える必要があるのではないかと感じております。

会長 ありがとうございます。ただいま、木下委員から相談件数の実情や窓口拡充以外の手法についてのご質問ですが、他にご質問ありませんでしょうか。

伊東委員 160 ページ『2-②今後の人権施策の方向性』【人権問題について】の部分について、同和問題の課題が強調されているように見受けられるのですが、調査結果からは確かに 30 歳未満の若年層における認知度が低く、同和地区を忌避する傾向が見られています。しかし、この間の社会情勢の変化などさまざまな要因があると思う中、学校での人権教育の成果を検証すると例示で記載がありますが、直近の人権教育に関して検証しただけで結論がすぐ出るものではないと思います。例えば、40 歳代以上の方が学生時代にどのような教育を受けてきたのかなど、さまざまな状況をふまえて考えていくべきだと思います。ここで同和問題を強調していることに違和感を覚えます。

また、個別の事象に対する教育と権利全般に対する教育をどのような比率で行うかも重要であると考えていまして、総論としての権利教育をしっかりと行っただけでないと、個別の事象に対しての教育を行ってもあまり意味がないのではないかと考えています。といいますのも、憲法 14 条「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」に書かれていますが、それを徹底的に教育する、平等権以外も含めてしっかり教育すれば、個別の事象に遭遇した時に、事象に対して間違っていると言えると思いますので、そのような教育をやっていく必要があると思います。もちろん、個別の事象に対する教育も必要ですが、基本・土台となる権利教育に力を入れて行うべきだと考えます。

会長 ありがとうございます。木下委員・伊東委員のお二人からのご質問に対して事務局お願いします。まず木下委員のご質問からお願いします。

事務局 相談件数につきましては、ここ数年は 2～3 件となっておりますが、市民からの相談につきましては、人権政策課へ日常でも相談がありますし、相談があるかたには職員が対応して、その場で解決や納得される方もおられます。また、法務局富田林支局でも毎日相談窓口を開設しておりますので、緊急を要する方に関しましては、そちらをご紹介したりしております。「人権なんでも相談」が月 1 回の開催でして、相談がある方とのタイミングの問題もあり、なかなか結び付いてないのかなと考えています。

会長 続きまして、伊東委員からのご質問について事務局お願いします。

事務局 160 ページ部分の記載につきましては、現在調整を行っておる文言でございますが、この文言では同和問題が強調されて記載しておりますが、同和問題以外にも外国人市民への課題なども見受けられますので、そのあたりを含めてバランスよく記載するつもりです。

伊東委員 「部落差別解消推進法」において、参議院の法務委員会の附帯決議ではありますが、第 2 項「教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。」という附帯決議もありますので、そのあたりも踏まえていただいて、あまり強調するというのはどうかと思いますので、バランスよく記載していただければと思います。

山口委員 質問ではなく、意見ですが、一つは木下委員がおっしゃった相談窓口の件に関しまして、相談件数が減っているとのことですが、私的には、窓口そのものが増えてきたことによって、分散されたのではないかという捉え方もできるのではないかと考えています。人権教育・啓発推進センターにおいては「にじいろホットライン」という性的マイノリティの相談を行っていますが、10年前は窓口自体が本当に限られていたので、多くの相談がありました。ですが、ここ最近は、LGBTの問題の取組みが広がってきて、相談窓口自体も増えたので、「にじいろホットライン」への件数は減っているのが実情です。

また、伊東委員の同和問題に対するご質問ですが、それぞれの人権課題にはそれぞれの歴史がありまして、一概に言うことは難しいですが、ここ数年において人権課題全体的にみて、差別事象に遭遇した時、意識調査の結果でも自分と関係ないから何もしないという回答が高く、人権に関する研修や啓発でも自分とのつながりがどうあるのかで判断してしまっており、人権に対して今まで自分の中で考えてきたものから実はこうだったという「気づき」がないとなかなか人の意識も前に進まないと思いますので、今後の啓発の課題としてはそのあたりが必要となってくるのではないかと考えています。

この意識調査の結果を見せていただいて、①年代別の人権教育や啓発が必要である。②内容や手法もその年代に沿った方法で行う必要がある。③学生や高齢者、町会など各階層に対してもその階層に沿った人権教育や啓発が必要である。④自身と人権課題へのつながりを気づいてもらう手法やアプローチを考えていく必要がある。と以上4点を感じました。

会長 ありがとうございます。

今年度の審議会に関しては、本日の1回限りではございますが、次年度につきましては次期「富田林市人権行政推進基本計画」の策定の年にあたりまして、複数回開催を予定しておりますので、次回以降もまだまだご発言いただける機会もあると思われますので、本日は是非これだけと思われる委員の方はご質問・ご意見をお願いします。

金委員 先ほどの質問の回答にもありました外国人市民の件ですが、市民の人も増えてきておりますので、行政としてもどうアプローチするのかを具体的に考えていただきたいと思います。

また、人権に関する団体が何か動こうとしても、資金的にも苦しいという現状がありますので、男女共同参画係でしたら学習会を行ったりする活動に対して助成金がある制度などがありますので、市民が何か行うときにバックアップを行っていただけるような制度などを考えていただければと思います。

会長 ありがとうございます。また、人権政策課から全庁的にこのようなご意見があることのお声掛けいただければと思います。

他にご質問はございませんでしょうか。

伊東委員 会議録でございますが、「会議の公開における指針」において1階の情報公開課で公開されていますが、次期「富田林市人権行政推進基本計画」の策定プロセスの透明性を高める意味も含めて、ウェブ公開をしてはどうかと思います。

また、実施計画の各自己評価の経年比較に関しても公開していただけないかと思えます。

事務局 ウェブ公開、自己評価の経年比較に関しましては、伊東委員ご提案のとおり公開させていただきます。

会長 ありがとうございます。他にご質問はございませんでしょうか。ないようでしたら、最後に、事務局より一言お願いいたします。

事務局 本日は、長時間に渡りましてご審議いただき、また、貴重なご意見、ご提言を頂きまして、誠にありがとうございました。

先ほど会長からもございましたが、今年度の審議会は本日が最後でございますが、来年度につきましては、本日の議案となっております「富田林市人権行政推進基本計画」の改定を予定しております。つきましては、委員の皆さまのご意見を伺いながら、改定を進めてまいりたいと考えておりますので、次年度に関しては複数回の開催を予定いたしておりますのでよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

会長 ありがとうございました。

では、以上をもちまして、本日の審議会を終わらせていただきます。

長時間、ありがとうございました。